



# 深川交通安全情報

## ストップ・ザ・交通事故

令和6年4月23日  
深川警察署  
交通課  
R6年第24号

# どろはね運転に注意!

## ★泥はね運転違反とは?

『泥はね運転違反』とは、車やバイクでの走行中に泥水や雨水などをかけることによって、歩行者へ迷惑をかける行為を罰する道交法違反です。

道交法では

車両等の運転者は、ぬかるみや水たまりを通行するときは、泥よけ器をつけ、または徐行するなどして、泥土、汚水などを飛散させて他人に迷惑を及ぼすことのないようにしなければならない。

とされています。(道路交通法71条第1号)



## ★罰則・点数・反則金



罰則・・・5万円以下の罰金

違反点・・・なし

反則金・・・大型 7,000円 普通 6,000円 二輪車 6,000円  
原付 5,000円



暖かくなり、雪が溶けて路面に水たまりができることが多くなってきました。路面が出ているからとスピードを出して運転すると、歩行者に水をかけてしまう可能性があります。

水たまりなどの近くを走行する際は、徐行してスピードを落として運転しましょう。

また、周囲をよく見て、先の路面状況を予測することも大切です。

他の運転者の動きも注意しながら、前方に水たまりや泥があると予測した場合は、適切な対策を取るようにしましょう。

～めざせ 安全で安心な北海道～